墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年１２月１１日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第３６号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　墨田区長等の給料等に関する条例（昭和２２年墨田区条例第７号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項各号列記以外の部分中「１００分の２５」を「１００分の３７」に改める。

別表１中「１，１３８，０００円」を「１，１３１，０００円」に、「９１８，０００円」を「９１３，０００円」に改める。

第２条　墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「１００分の３７」を「１００分の２５」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１７３．５」に改める。

付　則

この条例は、令和２年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年４月１日から施行する。